

寝屋川市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、現場代理人の常駐に係る義務の緩和措置に関する取扱いについて、必要な事項を定めるものとする。

(現場代理人の兼務を認める要件)

第2条 工事の契約を締結する場合において、当該契約の工事を行う場所が寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）であり、かつ、次の各号に掲げる要件を満たす場合には、2件まで現場代理人の兼務を認めることができるものとする。ただし、予定価格（消費税及び地方消費税相当額を除く。以下同じ。）が1,000万円未満の工事の契約を締結する場合においては、既に契約している工事（以下「従前契約工事」という。）のすべてが予定価格1,000万円未満である場合に限り、兼務件数の制限を設けないものとする。

- (1) 従前契約工事が寝屋川市発注の工事であること。
- (2) 従前契約工事の場所が市内であること。
- (3) 契約金額（消費税及び地方消費税相当額を含む。以下同じ。）が1件あたり4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満の工事の契約を締結する場合で、従前契約工事の契約金額が4,500万円（建築一式工事の場合は9,000万円）未満であること。

2 前項の規定により兼務を認める工事について、その後の契約変更により前項に規定する要件を満たさなくなった場合においても、引き続き現場代理人の兼務を認めることができるものとする。

(兼務を認める条件)

第3条 前条の兼務を認めることができる対象工事において、次の各号に掲げる条件をすべて満たす場合には、現場代理人の兼務を認めるものとする。ただし、工事内容等により兼務を認めることが適当でない場合は、この限りでない。

- (1) 携帯電話等で工事を担当する課等の職員との連絡体制が確保されていること。
- (2) 兼務する工事現場のいずれかに必ず常駐していること。
- (3) 発注者又は監督員が求めた場合には工事現場に速やかに向かう等の対応により安全管理のほか現場の運営、取締りに支障を生じさせないこと。

2 前項の規定にかかわらず、受注者が同項各号に掲げる条件に反している、工事の安全確保が図られていない、又は履行遅滞を生じるおそれがあるその他の理由により当該請負契約の的確な履行が確保されないと認められる場合には、現場代理人の兼務を解除し、新たに現場代理人の選任を求める等の必要な措置を講じるものとする。

る。

(兼務等の手続)

第4条 受注者は、前2条の規定により現場代理人を兼務させようとする場合は、契約締結時に現場代理人兼務届を総務部契約課長に提出しなければならない。

(現場代理人の責務)

第5条 現場代理人が兼務する一方の工事現場に従事している場合においても、現場代理人の他方の工事現場における契約上の職務上の義務を免ずるものではない。

(常駐を要しない期間等)

第6条 現場代理人は、次の各号に掲げる期間においては、当該工事現場への常駐(作業期間中常に工事現場に滞在していることをいう。この条において同じ。)を要しない。この場合において、現場代理人は、工事を担当する課の職員との連絡体制を確保しなければならない。

(1) 契約締結後、現場施工に着手するまでの期間(現場事務所の設置、資機材の搬入又は仮設工事等が開始されるまでの期間)

(2) 自然災害の発生又は埋蔵文化財調査等により、工事の施工を全面的に一時中止している期間

(3) 橋りょう、ポンプ、ゲート、エレベーター等の工場製作を含む工事であって、工場製作のみが行われている期間

2 前項第2号に掲げる期間には、天候不良等による短期間の中止期間は含まない。

3 第1項第3号の期間においては、受注者は、工場製作過程における品質管理、安全管理等に関して責任の持てる施工体制を確保しなければならない。

4 第1項各号に掲げる期間は、工事ごとに、工事打合簿その他の書面により定めるものとする。

(委任)

第7条 この要綱に定める文書の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、総務部長が定める。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和8年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱による改正後の寝屋川市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱第2条の規定は、この要綱の施行の日以後に寝屋川市が行う発注について適用し、同日前に寝屋川市が行った発注については、なお従前の例による。

現場代理人兼務届

(あて先) 寝屋川市

住 所
商号又は名称
代表者職氏名

寝屋川市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱第4条に基づき、現場代理人を兼務することとしましたので、次のとおり届け出ます。なお、下記工事の契約に関し、寝屋川市工事請負契約における現場代理人の常駐義務の緩和措置に関する要綱に定められた事項について全て満たしていることを誓約するとともに、当該工事の現場代理人の兼務に関する違反の事実が明らかになった場合には、いかなる措置をされても異議を申し立てません。

現場代理人		氏名	
		連絡先	
現在契約している工事	工事名		
	工事場所	寝屋川市	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	契約金額(税込)	円	
	工事担当課(監督員の所属)		
新たに兼務希望の工事	工事名		
	工事場所	寝屋川市	
	工期	令和 年 月 日～令和 年 月 日	
	契約金額(税込)	円	
	工事担当課(監督員の所属)		

*現場代理人兼務届は、新たに兼務を希望する工事の契約を締結する時に契約課へ提出してください。